

「平成23年人事院公示第18号の一部を改正する人事院公示案」及び「平成26年人事院公示第22号の一部を改正する人事院公示案」の概要に対する意見公募要領

令和8年10月20日
人 材 局 企 画 課

1. 意見公募の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）による学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正等により、令和8年4月1日以降、専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定めるところにより大学に編入学することができるものについて、従来、修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものとされていたものが、「特定専門課程」と定められ、当該特定専門課程を置く専修学校には、「専攻科」を置くことができることとされました。また、文部科学大臣が指定する一定の基準を満たす専攻科を修了した者については、大学を卒業した者等と同等の資格を有する者として大学の専攻科又は大学院の入学資格が認められることとなりました。

これらを踏まえ、国家公務員採用試験のうち大卒程度の者に行う採用試験及び経験者採用試験の一部に係る受験資格の要件について、専修学校の専門課程の修了者等のうち大学を卒業した者等と同等の資格を有する者として取り扱うものについて、「文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程を修了した者等」としていたものを「特定専門課程を修了した者等」に改めるとともに、文部科学大臣が指定した一定の基準を満たす専攻科を修了した者についても、大学を卒業した者等と同等の資格を有する者として取り扱うことができるよう、平成23年人事院公示第18号及び平成26年人事院公示第22号の一部改正を予定しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領で意見の募集を行います。

2. 意見募集対象

「平成23年人事院公示第18号の一部を改正する人事院公示案」及び「平成26年人事院公示第22号の一部を改正する人事院公示案」の概要

3. 資料入手方法

- e-Govパブリック・コメント及び人事院ホームページに掲載
- 窓口での配布
人事院事務総局人材局企画課
(東京都港区虎ノ門2-2-3虎ノ門アルセアタワー14階)

4. 意見募集期限

令和8年11月18日（水）（必着）

5. 意見提出方法

御意見は、以下のいずれかの方法により、日本語で記入の上、送付してください。なお、電話及び窓口への持込みによる御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) e-Govパブリック・コメントの意見入力フォーム

意見募集案件における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、意見入力フォームより提出を行ってください。

(2) 郵送

別添の意見提出用紙のとおり氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、下記の住所宛に送付してください。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー14階
人事院事務総局人材局企画課制度第一班 宛

※ 意見提出用紙には、氏名（企業・団体名等）、連絡先（住所、電話番号、お持ちであれば電子メールアドレス）を必ず明記してください。御意見の内容を十分把握するため連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく御記入ください。

6. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

頂いた御意見につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「平成 23 年人事院公示第 18 号の一部を改正する人事院公示案」及び「平成 26 年人事院公示第 22 号の一部を改正する人事院公示案」の概要に対する意見

氏 名	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
住 所	
電話番号	
電子メールアドレス	
意見 ・意見内容 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	